特記仕様書

１．業 務 名　令和８年度南熊本公園土壌深度調査業務委託
２．履行場所　熊本市中央区南熊本３丁目 14 番 48、萩原町 88 番２地内
３．履行期限　契約日から令和９年（2027 年）３月 19 日まで
４．業務目的　本業務は、深度方向の土質調査を実施することにより、対象地の特定有害物質を確認することを目的とする。
５．適用

本業務の履行にあたっては、本仕様書及び地質・土質調査業務共通仕様書（令和７年１０月）によるほか、次の関係法令等に従うこと。

・土壌汚染対策法（平成１４年５月２９日法律第５３号）
・土壌汚染対策法施行令（平成１４年１１月１３日政令第３３６号）
・土壌汚染対策法施行規則（平成１４年１２月２６日環境省令第２９号）
・『土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（改訂第 3.1 版）』（令和４年８月環境省 水・大気環境局土壌環境課土壌環境室）

６．業務内容

『土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（改訂第 3.1 版）』に基づき、以下の業務を行う。

（１） ボーリング

① 別紙「調査位置平面図」を参照し、詳細な調査位置は、調査職員と協議のうえ決定し、試料の採取を行うこと。
試料採取の結果から各地点についてボーリング柱状図を作成すること。
ボーリング柱状図は地層区分、層厚、地質境界、地下水位等を明瞭に表示し、対象地の地質条件を把握できる内容とすること。
② 本業務におけるボーリングの設計数量（土質区分等）は、既存資料等に基づく想定のものである。
③ 受注者は、現場作業において実際の地質条件（土質区分等）が設計図書と異なることを確認した場合は、速やかに発注者に報告し、その指示を受けなければならない。
④ 実際の地質条件が、設計図書に明示された施工条件と一致しないことが確認された場合においては、受注者の責によらない事由として、施工実績に基づき、設計変更を行うものとする。

項目	数量	単位
土壌試料採取位置測量	3	地点
打撃式又は振動式貫入ボーリング　粘性土	3	m
打撃式又は振動式貫入ボーリング　砂質土	24	m
打撃式又は振動式貫入ボーリング　砂礫	3	m

（２）土壌分析

採取した試料について、GL-1.0m、GL-2.0m、GL-3.0m、GL-4.0m、GL-5.0mの各深度（1mおき・計 5 深度）において、土壌含有量及び土壌溶出量を分析すること。
本業務における調査対象物質は、第二種特定有害物質（重金属等）「鉛及びその化合物」「ふっ素及びその化合物」とする。分析方法は、土壌汚染対策法施行規則に規定する環境大臣が定める分析方法によるものとする。

項目	数量	単位
土壌分析　溶出試験　溶出液作成料	15	検体
土壌分析　溶出試験　鉛及びその化合物	15	検体
土壌分析　溶出試験　ふっ素及びその化合物	15	検体
土壌分析　含有量試験　前処理費	15	検体
土壌分析　含有量試験　鉛及びその化合物	15	検体
土壌分析　含有量試験　ふっ素及びその化合物	15	検体

（3） 地下水観測井設置
対象地における地下水の汚染状況を継続監視するための地下水観測井を設置すること。

項目	数量	単位
地下水観測井（深度 10m以内）観測井設置	3	箇所
地下水観測井（深度 10m以内）孔内洗浄	3	箇所

（4）打合せ・協議
本業務の委託者との打合せは原則 3 回とする。このほか、土壌汚染対策法に関係する各機関との協議を適宜行うこと。また、打合せ・協議後はすみやかに議事録等を作成し、委託者へ提出するとともに、打合せ・協議一覧表に整理すること。
1）当初打合せ　業務計画
2）中間打合せ　業務進捗確認
3）最終打合せ　成果品提出

（5）報告書作成
土壌試料採取、ボーリング柱状図、公定分析（土壌含有試験・土壌溶出試験）で収取した情報及び各試料採取地点における調査対象物質の測定結果をとりまとめる。また、各試料採取地点の調査対象物質の測定結果図を作成し、過去の調査結果を考慮したうえで地質断面図を作成する。
上記の業務内容について、「８．成果品」のとおり体裁を整える。

７．資料の貸与
委託者は受託者へ以下の資料を貸与する。受託者は委託者から貸与された資料を適切に管理・使用するとともに、業務終了後はすみやかに委託者へ返却すること。
・南熊本公園地歴調査業務委託　　報告書

・南熊本公園試料採取等調査業務委託　報告書
・南熊本公園埋設配管図（電気、給排水設備）

８．成果品

受注者は業務を完了したときは、完了通知書とともに、次のとおり成果品を納品すること。

（１） 報告書等

ア　業務報告書（A4 版）　　２部

イ　電子データ（CD-R・ DVD-R）　１部

（２） 電子データは、完成原稿（PDF）とあわせて、編集可能なデータ形式（Word、Excel、PowerPoint 等）を納入するものとする。

※原稿及びその添付図（グラフ、図形、写真等）、根拠資料等

９．特記事項

（１）受注者は、契約後すみやかに、委託業務着手届・業務工程表・現場責任者届を提出すること。

（２）受注者は、本業務の着手前に業務計画書を提出し、発注者の承認を得ること。

（３）業務を行う場所及びその周辺に、第三者が存在する場合又は立ち入る恐れがある場合は、危険防止に必要な措置をとること。

（４）試料採取の方針については、委託者との協議により決定すること。

（５）本業務を履行するにあたり、本仕様書に定めのない事項、または疑義が生じた場合は、速やかに委託者と協議し業務を進めるものとする。

（６）地下埋設物に影響を与えないよう注意し、調査を実施すること。